

1出展料金

エクステリア×ガーデンエキシビション2025 出展申込書

申込日:

年

月

 \Box

申込締切:2025年1月31日命

申込小間数								
小間合計料金		小間×385		円(消費税込)				
2 出展社								
フリガナ 	7!				ナ 			
会社名·団体名		社印	代表	表者氏	无名			
フリガナ 	=			7	ΓEL			
本社所在地				F	FAX			
フリガナ					ΓEL			
	T	₸						
担当部署所在地					AX			
担当部署/役職		, ער 			.			
	±			省名				
E-mail								
	※現時点の分かる範囲内で具体的にご記入ください。							
出展内容								
フリガナ								
共同出展社名	※共同出	《共同出展の場合のみご記入ください。1社につき、1小間以上の出展が必要です。						
※控えはコピーして貴社で大切に保管してください。								

FAXまたは、郵送にてお送りください

申込書送付先・お問い合わせ先

FAX: 03-5295-0802

エクステリア×ガーデンエキシビション 2025 事務局

担当: 糸賀

〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町13-1 サンビル201 TEL:03-6206-0196 E-mail:event@exterior.co.jp

ご担当者のお名刺をお貼りください。

出展規約(総則)

1.規約の履行

EXG2025(エクステリア×ガーデンエキシビション2025)へ出展する法人・団体・組織等(以下出展社)は、EXG2025実行委員会から提示された「出展のご案内」(出展要項)、出展企業を対象に配布する「出展社マニュアル」の各規定を遵守しなくてはならない。これらに違反したとEXG2025実行委員会が判断した場合、その時期を問わず、出展申込の拒否、出展の取消、小間・展示物・装飾物の撤去・変更をEXG2025実行委員会は命じることができる。

- 【1-1】出展社から事前に払われた出展費用は返還しない。
- 【1-2】EXG2025実行委員会の判断根拠など公表しない。
- 【1-3】出展取消、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社及び関係者の損害は補償しない。

2.出展資格

- 【2-1】展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体とする。
- 【2-2】会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供(即売行為)を目的とした出展は、出版物など一部、EXG2025実行委員会が認めたものを除き認めない。
- 【2-3】市場・流通を混乱させる展示内容においては、出展申込の拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更をEXG2025 実行委員会は命じることができる。

3.出展キャンセル

出展受理後の取消・解約は認めない。出展社のやむを得ない事情により、出展のすべて、または一部の取消・解約をする場合、出展社は書面にてEXG2025実行委員会に届け出た上、所定のキャンセル料金を、EXG2025実行委員会に支払わなければならない。

- 【3-1】出展取消キャンセル料
 - ・2025年3月11日から2025年3月29日の間に出展キャンセルした場合は、請求金額の50%
 - ・2025年3月30日以降出展キャンセルした場合は、請求金額の100%
- 【3-2】キャンセル料以上の損害が発生している場合には、EXG2025実行委員会は当該出展社に対し、別途損害賠償を請求することができる。

4.展示会の中止

主催社は、本展示会の開催に向け最善を尽くすが、不可抗力及びやむを得ない事由に限り当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとする。本展示会が、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候等の自然災害、感染症の感染拡大、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止された場合、また関係省庁・自治体等から自粛要請があり中止とした場合には、EXG2025事務局が弁済すべき必要経費を差し引いた出展小間料の残額を出展面積に按分して出展社に返却する。

5.個人情報の取り扱いについて

- 【5-1】EXG2025実行委員会は、出展社が申し込みの際に入力した内容を案内状など作成時に参考にし、また出展受理連絡書や請求書の発行をはじめ、EXG2025事務局などからの出展に関する各種連絡、EXG2025で行う関連企画の案内、EXG2025実行委員会主催の展示会やイベントに関する案内の送付などに使用することができる。
- 【5-2】出展社は、展示などを通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行うこと。 利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用する。特に、第三者へ提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体(提供先)から 「同意」をとること。

6.損害賠償責任

- 【6-1】EXG2025実行委員会は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた、出展社及び関係者の損害については、これを補償しないものとする。
- 【6-2】EXG2025実行委員会は、出展社及び、この雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた「人」及び「物品」に対する 損害などに対し、一切の責任を負わないものとする。
- 【6-3】出展社は、その従業員・関係者・代理店の不注意などによって生じた展示会場内、及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償すること。

7.その他

- 【7-1】本規約に記されていない諸問題が発生した場合は、当該出展社、関係各社、EXG2025事務局及び、EXG2025実行委員会で協議の上、EXG2025実行委員会にて対策を議決し、必要な措置を講じるものとする。
- 【7-2】7-1等により、本規約に加筆修正が生じた場合には、EXG2025実行委員会の承認により、本規約を改定することができる。